

令和8年（2026年）6月実施

箕面市会計年度任用職員（子ども家庭総合支援員） 採用試験募集案内

箕 面 市

本試験に合格し、会計年度任用職員に採用されたかたは、勤務成績又は競争試験により2年目以降の任用の可否を決定します。また、子ども家庭総合支援員として箕面市役所で2年間勤務した以降は、**箕面市行政実務経験者採用試験**を受験することができ、その試験に合格すると**常勤職員**として採用されます。

1. 採用職種及び予定人員 子ども家庭総合支援員 1名

2. 受 験 資 格（受験生の国籍は問いません。）

受 験 資 格
次の①から⑩のいずれかの資格または免許を有するかた（令和8年6月末までに取得見込みを含む） ① こども家庭ソーシャルワーカー ② 社会福祉士 ③ 精神保健福祉士 ④ 保健師 ⑤ 助産師 ⑥ 看護師 ⑦ 保育士 ⑧ 教員 ⑨ 医師 ⑩ 児童相談所等で児童相談の経験を2年以上有するかた ⑪ その他 別紙「こども家庭センターガイドライン資格要件」に該当するかた

★地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する人は受験できません。

3. 業 務 内 容

児童虐待対応・児童福祉に関する相談援助業務

4. 任 用 期 間

令和8年（2026年）7月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

5. 勤 務 時 間

年間で1週間当たりの平均勤務時間が36時間となるよう勤務時間を所属長が割り振ります。

※月曜から金曜のうち、週4日は午前8時45分から午後5時15分、週1日は午後0時45分から午後5時45分が基本ですが、業務の性格上、夜間、土曜、日曜に勤務が必要となる場合があります。

6. 勤務場所

箕面市役所 別館2階 子ども未来部子ども相談課

7. 受験手続

(1) 申込方法

下記URLまたはQRコードからお申込みください。メールアドレス入力後、登録したメールアドレスにの案内メールが送信されますので、記載のURLにアクセスし、必ず、最後まで入力してください。(入力後、送信ボタンを押すと、申込完了メールが届きます。)

申し込みURL：<https://logoform.jp/form/5CLo/1576108>

申し込みQRコード：



(2) 申込期間

令和8年(2026年)6月7日(日)まで

※令和8年6月7日(日)の23時59分までに申込みデータが箕面市のサーバーに到着したものに限り受け付けます。申込期限直前は、システムが混み合うおそれがあるため、余裕をもって手続きしてください。

8. 試験について

面接

※事前に提出いただいた作文と面接の結果を以って合否を決定します。

※日時及び試験会場については、別途通知します。なお、申込手続きに不備があり、失格となったかたには通知しません。

9. 合格発表 令和8年(2026年)6月中旬以降

合否にかかわらず、受験者全員に対し、面接後1週間程度を目処に本人あて郵送で通知します。

10. 給与

報酬は、採用時の条例等の規定により定める額が支給されます。

現条例等による採用時の報酬は、おおむね276,500円です。

このほか、規定に基づき、期末手当、時間外勤務手当及び通勤費相当額が支給されます。

11. 注意事項

(1) この試験において提出された書類等は、受付後、一切返却しません。

(2) 提出書類の記載事項に不実の記載があるときは、公務員として資格を失うことがあります。また、採用後においても免職されることがあります。

(3) 受験に際して箕面市が収集した個人情報、職員採用試験実施の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

(4) 児童等に接する業務については、令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、特定性犯

罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、児童等に接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことが必要となります。このため、予め、採用までの過程において、採用試験申込フォーム等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

(5) 採用後は、地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。